

## 配分金の税金について

①収入が「配分金」のみの場合

配分金収入－控除額＝雑所得（総所得）

◎配分金収入は雑所得であり、必要経費（交通費等、配分金収入を得るために直接要した費用）を実際に計算する場合以外は、55万円（配分金収入が55万円未満のときは、配分金と同額）を控除した額が、配分金に係る所得金額となります。確定申告が必要となります。

②収入が配分金及び公的年金の場合

（配分金収入－控除額）＋（公的年金収入－公的年金控除）＝雑所得（総所得）

◎配分金に係る所得の計算は、上記①と同じです。また、公的年金も所得の種類は雑所得となります。

③収入が配分金、公的年金及び給与（パート収入等）の場合

（配分金収入－（控除額－給与収入））＋（公的年金収入－公的年金控除）＋（給与収入－給与所得控除）＝総所得

◎給与収入が55万以上ある場合の配分金から差し引く控除額は0円です。

※支払い証明書については、就業した月の合計（1月分～12月分）を1月の下旬ごろに郵送します。